

税金

住民税の構成

問 税務課 ☎5246-1103~5

住民税は、都民税(道府県民税)と特別区民税(市町村民税)を合わせて住民税と呼んでいます。広く一律に負担していただく均等割と所得金額に応じて負担していただく所得割によって成り立っています。

住民税	都民税	都民税均等割
		都民税所得割
	特別区民税	特別区民税均等割
		特別区民税所得割

住民税を納める人

問 税務課 ☎5246-1103~5

住民税は国籍を問わず、その年の1月1日現在の住所地で前年(1月~12月)の所得に課税されます。

住民税を納める人	均等割	所得割
台東区に住所のある人	○	○
台東区に住所がないが仕事をするための事務所(店舗等)や家屋敷が台東区にある人	○	-

住民税の申告

問 税務課 ☎5246-1103~5

前年中に所得のあった人は、2月16日から3月15日までに、税務署または区役所へ前年の所得を申告してください。

区役所へ住民税の申告が必要な人

会社から提出される給与支払報告書の記載事項の他、税額計算に必要な事項を有する人(会社から給与支払報告書が提出されなかった人を含む。)は、住民税の申告が必要です。また、事業所得などで所得が少ないなど所得税が算出されていない人で確定申告書を提出しない人は、住民税の申告が必要です。

なお、所得が無かった人でも非課税証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料算定の基礎資料になりますので、住民税の申告が必要です。

税務署へ確定申告が必要な人

次の人は、税務署へ確定申告を行ってください。

- (1) 自営業など事業所得、不動産所得、雑所得などがある人
- (2) 給与所得者で1か所の会社からの給与収入が2,000万円を超える人、2か所以上の会社から給与収入がある人、給与所得以外の所得がある人

- (3) 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除、給与にかかるとる年末調整以外で、住宅借入金等特別税額控除などの適用を受けようとする人

税額の決定通知

問 税務課 ☎5246-1103~5

自営業の人や住民税を給与から差し引かれていない人(普通徴収)には「住民税の納税通知書と納付書」を6月10日頃、ご自宅へ、給与所得者(給与からの特別徴収)には「税額通知書と納入書」を5月15日頃、会社宛に郵送します。

4月1日現在65歳以上の方で住民税を公的年金等から差し引かれる人(公的年金等からの特別徴収)には「住民税の納税通知書」を6月10日頃、ご自宅へ郵送します。(特別徴収の開始年度は税額の1/2相当額が普通徴収)

納税通知書には、普通徴収の場合は納付書が、特別徴収の場合は納入書が同封されています。納付書および納入書による納付・納入は「納税の窓口」をご参照ください。

納期限日

便利帳コード tbc2029

問 税務課 ☎5246-1114

普通徴収は、第1期(6月30日)・第2期(8月31日)・第3期(10月31日)・第4期(翌年1月31日)です。

給与からの特別徴収は、6月から翌年5月(翌月の10日)、公的年金等からの特別徴収は、公的年金等の支払月の翌月10日、軽自動車税は、年1回5月31日です。

ただし、上記納期限が土日祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。

延滞金

納期限を過ぎると、本税の納期限の翌日から起算してその住民税を完納するまでの期間に応じ、その未納にかかる本税の額に、延滞金が加算されます。

督促

納税者または特別徴収義務者が納期限までに住民税を完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないことになっています。

なお、督促後も住民税をご納付いただけない場合には、預金や給与等の差押(滞納処分)を行う場合がありますので、納期限内納付にご協力ください。

納税の窓口

便利番コード tbc2030

問 税務課

☎5246-1114

取扱場所	納期限まで	納期限後 1か月まで	納期限後 1か月経過 したとき
区役所、区民事務所・分室	○	○	○
特別区指定金融機関、 特別区公金収納取扱店 (銀行、信用金庫等)	○	○	×
郵便局	東京都内	○	×
	東京都内を除く山梨 県および関東各県	○	×
コンビニエンスストア (注1)(注2)(注3)	○	○	○

注1:納付できるコンビニエンスストアの一覧は各納付書の裏面に記載してあります。

注2:バーコードの付いていない納付書は、コンビニエンスストアでの納付はできませんのでご注意ください。

注3:納期限後納付していただいた住民税に延滞金が発生していた場合は、後日延滞金の納付書を送付させていただきます。

軽自動車税

問 税務課

☎5246-1101

毎年4月1日現在、区内に定置場がある原動機付自転車・二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車(以下、軽自動車等)を所有する人および法人に課税されます。毎年5月上旬に「軽自動車税納税通知書」をお送りします。

軽自動車等を取得、譲渡、廃棄した場合、または住所などの変更があった場合は届出が必要です。手続きをしないと、所有していないのに納税通知書が届くなどの場合があります。盗難にあった場合も警察に盗難届を提出した後、廃車の申告が必要です。

また、障害のある方が所有する軽自動車等で基準に該当する場合、軽自動車税の減免が受けられる制度があります。減免申請は、納期限までに行ってください。

なお、660ccを超える自動車の自動車税については、東京都自動車税コールセンター(☎3525-4066)または、台東区税事務所(☎3841-1271)へお問合せください。

1. 申告・届出場所は、車種によって下記のとおり異なります。

車種	申告・届出場所
原動機付自転車 (125cc以下)、 小型特殊自動車 (フォークリフトなど)	税務課、戸籍住民サービス課 (ミニカー・小型特殊自動車の登録・廃車は税務課のみ)
二輪の軽自動車 二輪の小型自動車	関東運輸局東京運輸支局足立自動車 検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1 ☎050-5540-2031)
軽三輪・軽四輪 (660cc以下)	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮 城1-24-20 ☎050-3816-3102)

2. オートバイ本体の廃棄(有料)は、最寄のオートバイ専門店、各メーカーまたは、二輪車リサイクルコールセンター(☎050-3000-0727)へお問い合わせください。

¥
税
金

課税証明書・納税証明書の発行

便利帳
コード tbc2032

問 税務課

☎5246-1101

個人の住民税(特別区民税・都民税)・軽自動車税の税証明は区役所で発行していますが、その他の税証明は、証明の種類によって発行場所が違います。

証明書の種類	発行場所	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ●個人の住民税(課税(非課税)証明書、納税証明書) ●軽自動車税(納税証明書) 	税務課、戸籍住民サービス課、区民事務所・分室	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑(スタンプ式不可) ●本人確認書類 ●手数料(1通300円) ※代理人の申請の場合、委任状が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ●所得税・法人税・消費税 納税証明書 その1(納税額の証明)その2(所得の証明)その3(未納が無いことの証明)その4(滞納処分をうけたことのないことの証明) 	東京上野税務署 ☎3821-9001 浅草税務署 ☎3862-7111	発行場所にお問合せください。
<ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税(評価証明、公課証明、物件証明(都市計画税関係証明は固定資産税と併せて証明します)・不動産取得税・自動車税(納税証明)・自動車取得税・事業税・法人の住民税 	台東都税事務所 ☎3841-1271	

¥

税金

不服申立て

便利帳
コード tbc2033

問 賦課決定、督促については、税務課
滞納処分については、収納課

☎5246-1101
☎5246-1107~9

特別区税の賦課決定(税額の決定)や滞納処分(差押え等)に不服のある方は、区長に対し文書により審査請求が出来ます。審査請求は、「審査請求書」を作成して、審査請求期間内に提出してください。

➡ 主な処分に対する審査請求期間

	審査請求期間
賦課決定	納税通知書または税額通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
滞納処分	給与等の差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内